

江戸触頭についての一考察

——修驗本山派を中心に——

高 埜 利 彦

はじめに

天明五(一七八五)六(一七八五)六)年の修驗本山派院家若王子の江戸触頭跡職をめぐる争論の紹介を通して、修驗本山派における江戸触頭の性格を検討しようとするのが、小稿の目的である。主な素材となった史料は、八槻大善院(福島県東白河郡棚倉町八槻淳良氏)所蔵の『若王子江戸触頭明現院死後、梅之院と明現院二代大泉院并本明院と出入一件』である。史料の表題の通り、争論の内容は触頭明現院の晩年に実務を代行していた弟子の梅之院が、明現院死後、本寺へ届出て、巧みに江戸触頭の地位についたことに対する、明現院息子大泉院と本明院の出訴による一件である。

ところで幕藩権力の宗教政策は、織豊政権以来換骨奪胎してきた既存の宗教組織を、まず近世初頭(慶長(元和期)から、本山・本寺の地位を寺院法度によって公認して、その宗

派の編成(本末編成)を行なわせた。近世初頭においては、全国各地に散在する僧侶・修驗者など宗教者を、幕藩権力が直接に掌握するよりは、本山・本寺などに編成させ、掌握させる方式がとられたわけである。かくして本末関係が展開し、組織化が進められる一方、幕藩権力は、組織外宗教者の統制を行なうことで、当初のねらいである全国の宗教者の身分確定を遂行していった。

しかし、本山・本寺を中心に教団組織化が進められたものの、幕藩権力からは、直接の統制や個別宗教者掌握は不十分なものに止まっていた。そこで幕藩権力は、やがて地域ごとに寺社書上げなどをさせて個別宗教者を直接に地域的に掌握する方法と、幕府から教団組織を直接統制するための窓口として江戸触頭を設定する方法をとった。

江戸触頭の職務は、「幕府の触書を配下の寺院に伝達し、……宗門の請願伺届等を幕府に伝達する」ことを中心的な職

務とした。従って、寛政三（一七九一）年になって初めて吉田家関東役所が開設される以前、つまり江戸触頭の存在がなかったことで寺社奉行は全国の神社への触れの伝達方法に苦慮しており、例えば大岡越前守忠相は延享元（一七四四）年三月二十九日の日記に「……寺院ハ触相届可申候得共宮社ハ此方ニ触頭と申者無之付、宮社江之触ハ行届申間敷」と記している。さらに触書そのものにも、幕府の同様な苦慮が表現されている。天明八（一七八八）年七月の「他国より罷出居候寺院社家修験共、奉仕之社檀仏檀等、自分々之朝夕之勤行之為メニ付、神仏莊嚴、表え目立不申様可致旨」の触書の中で、「此度寺社奉行より猶又触頭呼出、心得違無之様急度申付有之候得共、神主、社家ともは触頭無之、旅宿ニ罷在候ものも多、難行届候」と、神主・社家に江戸触頭が存在しないので触が行届かないと述べられている。

存在を否定することで、逆に幕府にとっての存在意義が明らかになる江戸触頭だが、その設定の仕方には二通りがあった。一つは、浄土宗増上寺や曹洞宗関三刹（下総の総寧寺・下野の大中寺・武蔵の龍穗寺）と遠江の可睡斎の場合などに見られるように、各宗派本山から独立して関八州や三河など五カ国の末支配権を持つような有力寺院を江戸触頭（僧録）に設定する場合である。この場合は、本山に比肩するような本寺としての既存の権力に、江戸触頭としての機能を併わせ持たせるといふことになる。

もう一つの江戸触頭設定の仕方は、浄土真宗西本願寺派（築地本願寺）や東本願寺派（浅草本願寺）の場合などに見られるように、本山から派遣した使僧が幕府に対する本山の窓口になるというもので、本山主導の下に江戸触頭が設立され機能したものである。小稿で対象にする修験本山派の場合、この後者の例になる。

聖護院門跡を本山とする修験本山派では、全国の同派山伏の支配権は、国・郡を単位として、これを霞と呼んで、京都の若王子・住心院（勝仙院）⁹・積善院の院家や、武蔵幸手不動院・富士村山浄蓮院などの先達が所有していた。¹⁰このうち住心院と若王子の両院家が全国の大半の本山派山伏を支配していた。両院家は、本寺として配下山伏を組織化してきたが、元禄年間にも江戸触頭を設定した。幕府の両本寺に対する江戸触頭設定の際のいきさつは不詳だが、住心院・若王子の両本寺は、すでに秩序づけられていた派内格式の中で、江戸触頭をどの地位に位置づけるかが問題になった。この既存の派内格式と新たに設定された江戸触頭との格式に関する検討が、小稿の主な課題となる。

しかし、それよりも、これまで修験本山派の江戸触頭についての研究は、管見では全くと言ってよいほどなされておらず、小稿では、多くの不備があることは知りつつも、江戸触頭寺院の存在を少しでも確定することで、それが今後の基礎的な検討素材になることを願うものである。

若王子や住心院の配下であろうと、その他の配下であろう

と、修験本山派内に共通した格式は、門跡―院家―先達―年行事―直末院（聖護院の直院）―准年行事―同行という序列であった。また、装束は右の序列に照応して衣体・袈裟・指貫・修験衣・結袈裟の色が定められていた。その他に、宗派を超えて共通にある僧位や僧官も聖護院門跡によって、格に相当して補任された。このような各種の序列を本山・本寺は設定し、官位などを修験者に補任することを通じ、補任料を得るとともに、教団組織を秩序づけ、全修験者の統制を行い易くした。

ところで、住心院（勝仙院）江戸触頭は、元禄期の最初の快長院のあと、善正院が宝永享保期にはその地位にあったが、宝永四（一七〇七）年六月、江戸触頭善正院の名前で住心院（勝仙院）が霞支配権をもつ甲斐国郡内修験触頭の常楽院・大坊に触れを出した。触れの内容は、上野国正年行事法鏡院とその悴千手院の、在所・江戸各十里四方追放を、勝仙院異譚大僧正が命じたというものである。この内容を、甲州郡内の常楽院・大坊の「支配之修験中へ為念為読聞可被申候」と江戸触頭が触れたのだが、これは甲州郡内のみに限られた触れではなく、住心院（勝仙院）支配下諸国に広く触れられたものと考えられる。以下に具体的に述べる触れの内容

が、これを甲州郡内に限るといふよりは、すべての地域の住心院（勝仙院）支配下や、さらには修験本山派全体にかかわる普遍的な内容をもつからである。

その内容とは、上野国本多遠江守領沼田布施町の年行事法鏡院が、その父親用楽寺に対し不孝を致し、親の命に背いたことから、用楽寺は「御公儀様立御願申上勸道仕度旨」を江戸触頭に願ひ出た。江戸触頭は、和談させるべく悴の法鏡院に意見を申付け、孝行するようにとの証文数通を父親用楽寺に持たせ帰国させた。しかし法鏡院の不孝は募り、ついに父親用楽寺は還俗、改宗してしまった。そこに宝永三年十月、領主よりの宗門改めがあり、用楽寺の還俗改宗について役人より尋問があったところ、悴法鏡院と孫千手院は、「我意を働、色々難渋」仕ったため、領主役人は江戸触頭にこのことを訴えてきた。触頭は法鏡院・千手院父子を江戸に呼び付け吟味をした上で、京都本寺の詮義をまち、結局、以下の箇条の内容が本寺住心院（勝仙院）より命じられた。

一 法鏡院事、江戸役人をないかしろに仕、対触頭ニ過言之事、且又触頭吟味之上申付候事も法鏡院他領者へ相□□□
□、対触頭ニ色々令難波不屈之事、

一 惣而触頭申付候義を於相背、本寺違背可為同前之旨、今般被仰出候、依之末々修験為仕置被正札明を、法鏡院父子追放被仰付候、為已後大僧正霞所国々年行事之面々、直院并諸同行之輩ニ至迄、急度可為触聞旨、大僧正被仰

付如此ニ候、

一御公儀様御触事、江戸触頭より相触候節、連名之通り不
相届、任我意ニ遅滞仕輩、或ハ触頭相寄候節不参仕候
歟、或对触頭過言仕我意を相働、触頭申付候義も令違犯
之輩於有之ハ被逐吟味急度曲事ニ可被申付事、

最初の箇条に見られるように、上野国年行事は、江戸触頭
をないがしろにし、無礼な言いすぎがあったことがとがめら
れている。江戸触頭が設定されたのは修験本山派の場合、元
禄期であったと見られるが、それ迄、同派内の格式には一切
存在しなかった江戸触頭が、既存の年行事よりも上位なのか
否か、この宝永三年当時には、まだ熟知されていなかったこ
とが法鏡院の江戸触頭に対する無礼の一因になっていたとも
思われる。

近世に入り、本山・本寺を中心にした組織化が進展するに
つれ、殆どの国郡が京都の院家によってその先達職（霞所有
権）が握られたことで、中世以来各地域に存在してきた年行
事はその配下に組み込まれることになった。例えば最も遅い
例として貞享三（一六八六）年、聖護院門跡道祐は勝仙院大
僧正晃玄に対して、

肥前国先達職之事闕ニ付、依被懇望則補任彼職、然上者修
験中繁栄候様ニ向後下知不可有相違者也、謹言

五月十五日

（道祐花押）

勝仙院大僧正御房¹³

と、肥前国先達職を勝仙院に補任することで同国修験の繁栄
（「本山から見た組織化」を行なわせている。これと同様
に、上野国の場合は寛永十七（一六四〇）年、聖護院門跡道
晃によって勝仙院大僧正澄存に対し、

上野国修験近年仕置就被申付、年々入峯逐日繁昌、当道之
忠勤不過之、然上者彼国先達職永代不可有相違、弥可被加
下知者也、謹言、

八月十日

（道晃花押）

勝仙院大僧正殿¹⁴

と、上野国先達職が永代に与えられた。それまで、上野国の
修験中（そのリーダーには、かつて戦国期までは地域ごとの
支配権をもっていた年行事がある）は、本山派修験の義務行
為である大峯修行（聖護院門跡は必ず一度は大峯修行を行な
ったが、その際、同派修験者は全国から動員され大峯修行が
義務づけられた。かつ、大峯修行を行なうことで、はじめ
て、官位等諸補任を本山・本寺から官金を納めて取得するこ
とが出来た。本山・本寺からの補任を受けなければ修験者は
正当な修験者としての身分が保てなかった）を怠っていたと
見え、勝仙院が上野国の組織化に乗り出すことで本山の望む
入峯繁昌が実現し、その実績によって、勝仙院に上野国先達
職が補任されたことを右の史料は物語っている。勝仙院によ
って上野国年行事らの修験中が京都の本山・本寺を中心にし
た組織に組み込まれ、その統制に服するようになったのが、

寛永十七年頃として、今、問題になってゐる江戸触頭に対する上野国年行事の無礼は、それから約六十年後のことであつた。京都の本寺によつて任命された江戸触頭が、年行事よりも上位であることをたとえ知らされていたとしても、これに服しがたい年行事の心情を読み取ることは、少しうがちすぎと言ふべきであらうか。

本寺勝仙院は、もちろんこの年行事の無礼を容認するはずもない。それどころか、これを機会に、全国に江戸触頭が年行事よりも上位であることや、江戸触頭の機能を熟知、徹底させたのである。すなわち、先の第二箇条目の如く、触頭の申付は本寺の命令と同様に考えるべきこと、第三箇条目の、公儀触れは江戸触頭から伝えられるので、これを速に廻達すること、触頭の呼出しには応じること、などが本寺の命によつて江戸触頭から触れられた。かくして住心院(勝仙院)の任じた江戸触頭がその後、年行事の上位にあつて諸機能を發揮したのだが、それが本山・本寺中心の組織化によつて有効なものとなつたことは、ここでくり返し詳述するに及ぶまい。

さて、歴代の住心院(勝仙院)の江戸触頭についてであるが、これは、元禄期の快長院、宝永四(一七〇七)年頃から享保八(一七二三)年頃までの善正院、享保十七(一七三二)年前後の明現院(若王子江戸触頭と兼帯か)、寛延三(一七五〇)年頃からの快長院、宝曆十(一七六〇)年頃から天明八(一七八八)年頃までの大蔵院、その後また快長院が享

和三(一八〇三)年過ぎまで続くこととみられ、さらに、文化九(一八一二)年頃から天保八(一八三七)年頃は大蔵院が江戸触頭であり、その後、天保十弘化年間には若王子触頭梅之院が兼帯してゐたことが、多くの一紙文書¹⁶⁾などから確定することができる。しかし、史料の制約上、幾つかの空白期間も見られ、この不備を補うのは今後の課題とならう。

二

修験本山派院家京都東山の若王子の江戸触頭は、住心院の場合と同様に、元禄年中に最初の触頭が置かれた。

若王子配下江戸修験触頭之事、最初は駿州富士村山浄蓮院ト申先達相勤之候、其後武州金奈川大日堂別当重宝院清山と申者二代相勤候、其後、江戸京橋白魚屋敷稻荷別当明現院祐山同二代長快と申者相勤候、其後只今之梅之院先代祐海々相勤来候事、

右の史料は『聖護院若王子記録』¹⁶⁾十一冊中の「御当家御祈祷御由緒之事」といふ若王子に関する記録の一部分である。これによれば若王子江戸触頭は、最初、駿河国富士村山の先達浄蓮院がつとめたことがわかる。駿河国一國の先達職は住心院が所有していたが、その一部である富士山村山社領は、浄蓮院(池西坊)・辻之坊・大鏡坊の體として除かれていた。¹⁷⁾

先達職をもつという意味では、若王子や住心院らと同等であるとも言える浄蓮院が初代の江戸触頭になつたあと、重宝院

が二代目触頭の任に就いたが、この重宝院の格がどれ位のものかは不詳（恐らくは准年行事）である。次に明現院が二代続けて江戸触頭になったあと、梅之院がその任を続けこの記録作成当時に至っているということになる。本章の主な素材となる若王子の江戸触頭跡職をめぐる天明五・六年の争論とは、右の明現院から梅之院へ交代する際の出入であった。以下にその経過を具体的に説明しよう。⁽¹⁸⁾

天明元（一七八一）年以前の江戸における若王子配下の修験者たちには、江戸触頭明現院と、また年少の忤大泉院があり、明現院の弟子に梅之院がいた。また念力院は明現院の親類であり、同行組頭の本明院とともに、同行山伏（約四十名）たちを統率していた。しかし、天明元年に触頭明現院が病い（中風）で倒れたため、しかも忤大泉院が若年であったため、明現院は親類念力院と弟子の梅之院に後見をたのみ、他の四院（本明院・五宝院・護国院・光明院）と相談の上で触頭の用を勤め、大泉院の成人まで盛立てるよう依頼した。この場は一同この旨を承知したが、しかるに梅之院は一人で公用を勤めたいと明現院に願ひ出、明現院はこれを承知した。その結果、名目上の触頭は明現院であるが、その実務は梅之院が代行するという関係で五年間が過ぎた。

天明五年六月二十八日、大泉院は十九才になり、病床にあった父の明現院は触頭・法式を忤に相続させるため京都の若王子へ願書（後見念力院・梅之院・江戸同行惣代組頭本明院

加印）を差出した。京都より返書が七月二十二日に到着。その中に梅之院宛ての一封があり、明現院はこれを開封させたところ、その趣は、大泉院への触頭・院跡相続の願書の件は承ったが、ところで大泉院はその任にふさわしい者かどうか、本寺が梅之院に問合させたものであった。事態をのみ込んだ明現院は、梅之院の返事次第で触頭を召放たれ、梅之院に押領されるから、梅之院によくよく依頼するよう、忤の大泉院に命じた。大泉院は早速梅之院に頼入ると、梅之院は、明現院の前で、大泉院が触頭になるよう返事をする、と約束した。明現院は病床にての喜びもつかの間、八月一日に死去した。この旨を梅之院は京都の本寺に知らせた。

九月二十四日、京都よりの書状（九月六日差出し）を梅之院が持参した。すなわち本寺若王子からの命令である。そこには、明現院跡式稻荷別当は忤の大泉院に、触頭は梅之院に申し付ける、と書かれてあった。従って、江戸役所付の諸同行、諸書物などは梅之院へ引渡すこと、また、さきに六月二十八日に差出された明現院の願書は返却された。事情のわからぬ大泉院は、なぜ梅之院に触頭が命じられたのか梅之院に尋ねたところ、梅之院は、大泉院が触頭になるよう本寺に願ったのだが、と返答した。そこで大泉院は本明院に頼み、組下一同で本寺に愁訴することにし、九月晦日、連印して愁訴状を京都へ差出した。しかし、梅之院だけは連印を拒んだ。

十月に入り連日のように、大泉院や念力院・本明院らは梅

之院に対して、触頭の跡役を大泉院にしてくれるよう、本寺に愁訴することを懇願した。折しも、大泉院と梅之院の娘とは結納をかわしており、梅之院が本寺に愁訴をしないならば破談にすると圧力をかけもしたが、梅之院はこれも拒み、結納金を返却して、ついに十月二十九日に、最終的に梅之院は、本寺の決定に愁訴は出来ない、と答えた。

一方、本寺若王子は、天明五年十月付で、執事連名で陸奥国七年行事に宛てて次の触書を書き送った（江戸触頭経由のため、滞りがあり、天明六年八月二十七日に到着）。

江戸触頭明現院病死ニ付、梅之院義此度格式御取立被成、跡役被仰付、則御奉行所江、其段被仰上候処、御聞届之趣御返書到来候間、以来御用向可申達候条、其旨可有承知候事、

巳十月

八槻別当三善院御房
馬場別当不動院御房
蒲倉 大祥院御房
石川 大藏院御房
安積 万藏院御房
須ヶ川 徳善院御房

松坊法橋 印
伊藤刑部法橋 印
三上式部法橋 印
岸坊法眼 印
真恵坊法眼 印

仙台 宗眸院御房

すなわち、若王子江戸触頭明現院の跡役に梅之院を取立て、これを幕府寺社奉行が公認したことを、若王子配下修験に告示したものである。この時点でもはや、本寺、寺社奉行は江戸触頭梅之院を決定していたのであった。十一月一日、寺社奉行松平右京亮輝和から念力院・本明院に呼出しがあった。念力院は大いに驚入り、本明院一人が出頭して吟味をうけた。掛役高木勇助が申すには、奉行の構いは無いが、大泉院は若者であり粗忽などがないようにと申渡された。大泉院・本明院らの動きを鎮静させようとの寺社奉行側の牽制であった。これは梅之院が、松平右京亮に訴えを起こしていたためであった。十一月十一日には、この件の解決のために若王子執事三上式部が江戸に下向してきたが、本明院・光明院は、

これ迄のいきさつを説明して、口上で愁訴をした。十一月二十三日には、さらに本明院・護国院は本寺役人三上式部に愁訴したが、本明院はとくに六月中の願書（大泉院への触頭相統の願い）や九月中の惣連印愁訴に対して本寺はいかなる評議をしたのか、を問うた。これに対して三上式部は、公儀の禁ずる惣連印を以て願書を差出すのは不埒であり、返答に及ばない。まして、これを公儀に差出せば、徒党の者は打首に成るところであるが、そうはしないかわりに本明院らによく心得て託言を致し、梅之院の支配を受けるように、と逆に威すかたちで圧力をかけた。さらに、三上式部は十一月二十九

日に大泉院に行き、詫言をすれば公儀に訴えないと言った。

屈服をしない大泉院・本明院らに対して、三上式部はさらに圧力を加えてきた。十二月十一日、三上式部は刻付廻状で明後十三日に三上式部の旅宿に出頭するよう、江戸の若王子配下全修験者(約四十名)に命じた。十三日、組下一同三上式部旅宿に着くや、三上は墓所改帳を差出すように命じた。これに対して本明院は、宗旨の義は自分ら組頭二人が下書きを指出すことになっている。全員を呼び付けられては困窮しているその日暮しの山伏は甚だ難儀をするから困ると答える。と、三上式部は、全員を呼び付けるのは、其方どもが触頭の支配を請けないと言うからであり、御用の節は全員を呼ぶ、難儀するというならば詫言をして梅之院支配を請けよ、と命じた。本明院は、宗旨下書帳は明後十五日迄日延べして欲しい、と述べると、三上式部は、帳面下書は明日中に指出し、十五日には一同残らず印形持参せよ、詫言致し梅之院支配になるまでは毎日毎日残らず呼出すからその段心得よ、と難題を吹きかけた。

ここに至り、本明院はついに十二月十四日、願書をしたためて、寺社奉行月番井上河内守岑有に駈込み、出訴をした。役掛りの藤森左太夫がこれを取上げ、追って呼出すとのことであった。翌日十五日に本明院は命じられた墓所改下書を三上式部に指出し、残らず印形を捺した。その節も、三上はますますおどし叱るので、本明院は昨日寺社奉行に出訴し

たことを述べた。

十二月十六日、寺社奉行井上河内守より呼ばれた本明院は、先月二十九日にすでに梅之院が寺社奉行堀田相模守正順に大泉院・念力院・本明院を相手取り出訴していることを聞かされ、梅之院の場合は若王子の添翰が無いので今以って吟味がないが、同様の筋を両奉行で扱うことはないので願書は返却する、と役掛藤森左太夫によって伝えられた。そこで本明院は翌日、願書を堀田相模守に差出し、受理された。よって若王子江戸触頭明現院の跡職をめぐる、梅之院側と本明院側の両者が寺社奉行堀田相模守の下で審理されることになったのである。

明けて天明六年、寺社奉行からは何の呼出しもないので、三月七日、本明院はこれを伺うや、奉行は、近日呼出し、とのことであった。そこで大泉院は、奥州年行事の八槻大善院と棚倉不動院に心添を依頼する書状を送った。一件のあらましもしたためられたこの書状が、八槻大善院の手許に届けられたのは遅れて五月十六日のことであるが、この時はじめて八槻大善院ら奥州年行事は江戸での出入りを知った。

四月十七日、死んだ江戸触頭明現院の倅大泉院のために中心になって訴訟を起した本明院は、寺社奉行に宛て、この日、梅之院・三上式部両人を相手取った訴状を提出した。提出された訴状の内容は、ここ迄述べてきた経過につづけて、①触頭は、相続人が無いが、相続者が不調法の場合にのみ他

の同行から選ぶこともあろう。しかるに、四代相続してきた触頭明現院の俸の相続に江戸同行惣代も加印して本寺に願ったが、これをいわれなく取放ち、梅之院を触頭につけたのは何ゆえか、同行一同難義している。②大泉院から触頭職を奪うと、他の同行とちがい、帰依檀家である七五三檀家が五十〜六十軒あるのみで、困窮難義して渴命に及ぶ。五年前、明現院が病床についてからは、よしみの者五人で米・味噌・薪や小遣などまで世話を焼いてきたが、その五人もその日暮し同様の者であり、この先は世話を見続けることは出来ない。

③梅之院は触頭実務代行中の五年間に、明現院の印形を用いて巧事をして本寺役人を申紛らしたものであろうか。いずれにしても明現院の之恩を忘れ、遺言を違える邪な梅之院を触頭につけたとあっては、本寺の外聞に閥わり、諸宗へ聞えては恥しく、江戸同行修験道衰微の始とならう。殊に奥羽二ヶ国には御歴々の修験も多くあり、これらの恩召しをどう考えるつもりなのか。④本寺役人三上式部は出府して、本明院らの疑念には一切答えず、惣連印は徒党強訴であると感し、叱るのみで、実に無慈悲の取計いである。どうか三上式部と梅之院とを召出し、御吟味を加えられ、いか様の訳で数代以来の触頭を取放ち、いかなる由緒があつて梅之院に申付けたのか、明白に取調べて欲しい、という訴状の内容であつた。

本明院の訴状が提出されてから二カ月後、天明六年六月二十日、寺社奉行堀田相模守による直吟味が始められた。まず

梅之院へ吟味があり、次に大泉院・念力院・本明院に尋問がなされた。本明院は、去年六月明現院存生中、京都へ願書を差出したこと、また七月中に梅之院へ京都から問合せの書状が来たことを申上げた。寺社奉行は、本明院の言うのは尤であるが、本寺より梅之院へ触頭を申付け、諸書類等引渡すやうにとの命に従わないのは、本寺の申付けを背くことになると答えた。これに対して本明院は、六月と七月中のことが吟味されれば明白になること、と言上すると、奉行は、尤である、として京都役人を召出し吟味することを約束してその日は終わった。

七月十日、寺社奉行所は本明院を呼出し、留役羽田熊蔵は、本寺の申付けに背くのは不屈ぎである、と本明院を叱つた。訴訟は起こしたものの、不利な状況からの不安で、大泉院は七月二十四日付で奥州年行事（八槻大善院・馬場不動院・岩城光明寺）に書状を記し、現在の様子甚だ心もとないの心添えを頼む、と依頼している。

一方梅之院側は、七月二十八日に本寺役人三上式部・伊藤大武の兩人が江戸に到着したこともあつて、同じく奥州年行事にあてて書簡を遣し、その便に同封して、天明五年十月付の若王子役人松坊ら五法橋より八槻大善院ら奥州七年行事あての梅之院触頭を決めた触書（前掲史料）と、同年十二月二十五日付、若王子触頭梅之院より八槻大善院あて書状を送つ

た。この同封一通が遅れたのは、大泉院が書物など渡さなかつたため、これでは御用向(国用・本寺用)差支るので、最初松平右京亮に、次に堀田相模守に訴えたが、裁許はまだ出されないで、これを待ってはさらに遅れるので進達した、と述べている。前掲天明五年十月付の触書は、江戸触頭梅之院の公認を知らせるものであり、もう一通の十二月二十五日付書簡は梅之院が触頭になったので、年行事に対して丁寧に申し上げたいが格式もあり、今後疎略になることを用捨して欲しいとの内容である。この同封二通を、七月二十八日に送ることとした梅之院の心情は、恐らく京都役人の到着に力づけられ、奥州年行事に既成事実として、触頭梅之院を納得させておく必要を感じたためであろう。

八月三日、三上式部・伊藤大式兩人の依頼で烏森清重院と真明院が仲介人として、本明院に対し、梅之院より大泉院へ役徳金半分を遣すことで和談にして欲しいことを望んだが本明院は断った。次いで八月九日、奉行所にて本寺役人二人・梅之院と本明院・大泉院とが対決した。留役羽田熊蔵は、他の事には言及せず、ただ本寺の申付けに背くか背かざるかの問題である、と本明院を叱った。本明院は色々この一件に関わって反論したところ、羽田熊蔵は、次に大泉院に対して、本明院はとても得心しそうにないから、梅之院からの官金半分遣すとの和談に応じてこの訴訟を取り下げるように勧めた。いわば本明院と大泉院とを分断させる切崩し策であ

る。しかも、本寺役人の準備した和談案を押し付けようというものである。大泉院はこれに答えなかったところ、羽田熊蔵は再び本明院に対して、この願いが通ると思っっているのか、と問うた。本明院は、通るものと思っで願上っているのだ、と答えると、羽田熊蔵は、手前の願いが通れば、梅之院は大罪人、本寺役人とも同様、若王子も不調法に成る、そうなれば大泉院の役義は永々成らず、汝も修験道相成らざる事になるが、それでも強いて願うのか、この様な者は御奉行様にもあましである、と本明院を責めた。

ついで八月十八日、寺社奉行役掛小林典膳の吟味があつた。小林典膳は、本寺の考えとして、梅之院に半年間触頭をつとめさせ、奉行が証人になってそのあと大泉院に渡させるようにするが、これで得心せよ、と本明院に申渡した。しかし、本明院は得心しなかつたところ、次に奉行堀田相模守の直吟味となつた。この以下の部分は史料(若王子江戸触頭明現院死後、梅之院と明現院二代大泉院并本明院と出入一件)では次のように記されている。

本明院申上候へ去六七月之事、何分御吟味被成下候様申上候処、殿様被仰候へ、六七月之事へ何れも疑敷候得共、何二而も證拠無之候、左候へハ難取用候、證拠有之候本明院申上候へ急と證拠有之候、殿様書附印形等有之候證拠有之候ハハ可差出旨被仰聞候、本明院申上候へ印形之證拠無之候得共急度致候證拠有之候、殿様差出候様、本明院乍恐奉

申上候、当六月廿日直御吟味之節京都答合之義梅之院へ御尋之節、両様ニ申上候、猶又七月十日直御吟味之節右同様ニ申上候、左候得ハ印形書付之証拠ハ無之候得共、天下御奉行堀田相模守様証拠人ニ而御座候、殿様暫御思案ニ成本明院吟味中入牢申付候、本明院難有奉存候、

この部分は劣勢であつた本明院が起死回生をはかつたやりとりで、次のように解釈できさうである。すなわち、本明院は、どうか六月・七月のことを吟味して欲しい、と申上げる、奉行は、六月・七月のことは確かに疑わしいのだが、何にても証拠がない、と答えた。しかし本明院は、証拠はある、と申上げたところ、奉行は、それならば書附・印形など証拠を差出せ、と命じた。本明院は、印形の証拠は無いがはつきりした証拠はある、それは本年六月二十日の奉行直吟味の節、奉行よりの梅之院への尋問の中で、梅之院は昨年七月中の本寺役人からの問合わせ（大泉院が触頭に適任か否か）に対して「両様に申上げた」ことである。なおまた七月十日の奉行直吟味の節も梅之院は同様に申上げた。すなわち、末期の明現院の前で俾大泉院の触頭推薦を約束した梅之院は、奉行吟味の場で、もしも大泉院が触頭に適格であると本寺に回答した、と答えたならば、本寺役人に非が生じ、その結果触頭は大泉院に決着する。また、大泉院が不適格であると本寺に回答した、と奉行に答えたならば、明現院らの約束に違ふたこととなつて敗訴する。結局、梅之院は「両様に申上げ」

るよりなかつた訳である。これこそが証拠である、と本明院は奉行堀田相模守にせまり、この梅之院の答えを訊出した「天下御奉行堀田相模守様」こそが証拠人であると申上げた。奉行はしばらく思案していたが、おもむろに本明院の吟味中の入牢を申付けた。

八月二十四日、京都本寺役人二名・梅之院と大泉院だけが奉行に呼出された。京都役人は、一兩年梅之院に触頭を申付けその間大泉院は見習いとして役表にあたるようとの意見書状を二回、大泉院に下した処、これを大泉院が受け入れなかつたので、このような成り行きになつてしまつた、と奉行に申上げた。奉行は、大泉院に訊くと、大泉院はその意見状は入手していない、と答えた。そこで奉行は梅之院を糺すと、梅之院がこれを止め置いていたことが判明した。掛役小林典膳は梅之院を叱り、京都役人も殊の外の叱りを受けた。

八月二十八日、本明院は出牢。事実上の勝訴であつた。奉行は本明院に対し、京都役人共は本明院に申渡すことがあるという、定て手前方へ触頭跡役が相渡ることと思うが、了簡違ひのないように、と申し渡した。小林典膳も、内済するようにとの言葉を本明院に与えた。九月に入り、本寺役人は再三、仲介人を遣わして和談をもちかけた。まず九月一日には、奥羽二方国は梅之院、江戸は大泉院にて触頭を勤めるようにして欲しい、と京都役人は頼んだが、本明院はこれを断つた。次いで九月三日、伊藤大弉の頼みで仲介者として千光

響を与えなかったが、しかし、年行事たちの江戸触頭に関する考え方には注目させられるところが多い。

天明六年九月十五日、岩城上平の年行事光明寺秀蓮は八槻大善院・棚倉不動院にあてて書状をしたためた。その内容は、京都東山若王子役人（松坊ら五法橋）から天明五年十月付で触書がなされ、寺社奉行にも届けられた上で江戸触頭梅之院の事が決められた以上これをくつがえすのは難しいであろう。しかし梅之院は触頭には不足の人に存ずる。そもそも元禄年中迄は大先達（駿州富士村山先達淨蓮院）が触頭を勤め、その触下として納得していたが、宝永の頃、准年行事（武州神奈川大日堂別当重宝院か）が触頭に任じられたため、我々正年行事が触下におかれることになったのは心外であった。しかしこれ迄、看過してきたことなので誰一人申立てる者もなかった、だが此度、新規に梅之院を格式取立てて触頭にするというならば、此節を幸いに往古の通り先達方を触頭に頼みたい、そもそも触頭が准年行事で、格上の正年行事を支配するというのは非義になろう、修験本山派では正年行事・御直院・准年行事と二段格下である、明現院がこれ迄同様相統するならば是非もないが、新規に梅之院を取立てるには奥筋・相馬・岩城筋も反対しているので、棚倉・八槻にても同心して欲しい、という書状の趣旨であった。

八槻大善院・棚倉不動院は、十月九日、岩城光明寺へ返書を送り、梅之院触頭には得心せず、紙面の趣は承知したと述

べた。また、江戸の争論については、大泉院の申分が立ち内済にも成れば、京都表も穏やかに、相互に珍重であるとも書きつらねている。八槻大善院と棚倉不動院は相談の上、すでに岩城・相馬の年行事たちは梅之院触頭不承知で同心しており、自分たちも須賀川徳善院・蒲倉（大祥院）に呼びかけることを決め、十月二十九日に須賀川・蒲倉に使僧を送り書簡を届けさせた。その書簡には、岩城・相馬の同席中と同様、我々も梅之院触頭には得心していないので、須賀川・蒲倉も同心ありたい、ついでには、現在京都役人の三上式部と伊藤大式が在府であるから、江戸に断状を差出したいので同意の返報を待つ、という内容が記されていた。閏十月二日、須賀川徳善院より同意の知らせがあり、京都役人あての断状を発送しようとしたが、大善院は蒲倉大祥院からの返書がまだなので京都役人への断状はもう少し待ったほうがよいと不動院に伝えてきた。その翌日、閏十月三日、江戸大泉院よりの書状（九月二十三日付）が届き、一連の訴状・吟味次第が知らされ、出入りの顛末が陸奥国年行事たちに知らされることとなった。

八槻大善院と棚倉不動院は、閏十月四日、三上式部・伊藤大式の本寺役人に宛てた断状と、大泉院あての書状を、飛脚に託して江戸に送った。本寺役人二法橋への断状には、梅之院は近年の僧にて家柄とても無い、御役儀（触頭）相應の僧とは思えない、第一、若王子の御外聞にもかかわる事である

から、院跡（大泉院）を選ぶのがよい、梅之院をもって我々に触頭触流しをするのは以来御用捨下されたい、触頭は格別の役筋で、公辺井国々領主役所、かつ他門の掛合など一派の御外聞となるから宜しく評議を願いたい、元禄年中のような先達をもって充てて欲しい、という内容が盛り込まれていた。また、大泉院あての書状には、奥州筋の梅之院触頭不承知のこととあわせて、本明院御丹精の程に感激した、本明院に宜敷く伝えて欲しいことが述べられていた。

おわりに

天明五、六年の江戸触頭職をめぐる争論の過程で、色々の立場の人間像とその考え方が浮かび上ってきた。寺社奉行所では、留役羽田熊蔵は、本寺に背くのはたとえ理があっても認めないという論理を押し付けることで強圧的な解決をはかりとうとした。本明院の訴えが認められれば本寺・触頭が大罪人になることであり、これは決して受け入れられてはならない、という考え方が前提になっていた。これに比べて掛役小林典膳は梅之院半年就任後、大泉院に触頭役を譲る案などの和談をすすめることで、本寺の面目が立つように斡旋した。本明院の訴えの強さによる合議の上での変化と考えるべきか、それとも同じ寺社奉行役人にも個人的性格の違いが見られると考えるべきかは、詳らかにしえない。しかし、いずれにしても、寺社奉行以下、本寺の決定（その届けを寺社

奉行所も承認していた）をくつがえすことは考えず、これを強圧的に従わせるか、柔軟に妥協的に和談をすすめて本寺決定の立場を貫くかの違いがそこに見出せるに止まる。ただし、本明院の証拠開陳の際の寺社奉行の態度に見られるように、理を窮めようとの姿勢があったことは、権力が強圧的な解決策のみに終止しなかった点で、当時の政治思想を考えていく上で着目してよからう。

次に、本寺役人は、江戸修験者の惣連印愁訴は、御法度の徒党にあたり、これを公儀に届け出れば打首・遠島に処せられると脅したり、あるいはまた、その日暮しの修験者を連日呼び付けるといいうやがらせをして、触頭梅之院を高圧的に認めさせようとした。ところが、本明院の出訴後には、触頭役得金を半分渡すことで内済を望み、奉行所の吟味がすすむと、次には奥羽二カ国触頭と江戸触頭とを分離支配させる内済案を提起した。本明院の出訴前と以後とは、本寺役人の態度には極端な変化が見られるわけだが、そのことは訴訟を起したことが一定の効果を発揮したことを意味する。その限りでは、弱者の正当な権利を主張する場として、また不正を糺す場として訴訟が機能していたものと評価してよからう。さて、本寺役人・梅之院側も、また本明院・大泉院側も、ともに心添を頼んだ奥羽の「御歴々」こと陸奥の年行事たちの主張は、本寺の申付けには背かないという前提をくつがえさないものの、それでも梅之院の触頭には不承知を明瞭に意

志表示した。奥州年行事たちは、かつて中世期には在地山伏支配権と、一族一家単位の旦那の先達職を持っていたが、上野国年行事などと同様、近世においては京都本山・本寺中心の編成によって、かつての在地霞所有権は形骸化する一方で、ついには派内の一格式として年行事職が補任されるに至っていた。その上、江戸触頭制度の導入によって、元禄年中の江戸触頭が自分たちより上位者の駿河富士村山先達であったまではよかったが、その次の重宝院以降の触頭が年行事よりも格下の准年行事であったことから、大いに不満をつのらせることになった。江戸触頭をめぐる派内格式との矛盾に対する積年の不満が、実は、天明六年の奥州年行事たちの地域的な結束と、その主張になって頭われたものと言えよう。しかし結局、本寺は、たとえ派内格式の低い者であろうとも、ひとたび触頭の任につけるや、年行事を超えた上位者になる事を強制させたのであった。

それにしても、一連の出入りの過程における本明院の強靱な精神力には注目させられる。すなわち寺社奉行所役人の強圧や、本寺役人の圧力にも屈することなく、また奉行堀田相模守に対して臆することなく、勝訴に導いた起死回生の証拠開陳に見られた説得力の持ち主、本明院とはいかなる修験者であったのだらうか。寺社奉行所役掛りは勝訴後の内済をすすめるにあたり、「只、強きばかりが能にもこれなく」と述べたように、本明院はかたくなな迄の意志の強さを持ってい

た反面、奥羽二カ国触頭と江戸触頭とに分離する内済案に対しては、もしそうしては本寺と奥羽の御歴々との間に新たな訴訟が起ころうと、本寺への配慮を示している。それは最終的に本寺役人の面目が立つようにと内済条件を一任した姿勢にも見られるものであった。奥州八槻大善院は、本明院の丹精のほどに感激していたが、しかしこの一連の出入りによって本明院が「殊之外心勞」したこともまた事実であった。

それから四年経った寛政二(一七九〇)年、本山派江戸修験者の人別書上げが行なわれた。その人別帳「武藏国若王子配下御府内之分 本山修験道西年人別帳 若王子触頭梅之院」⁽²⁰⁾によれば、江戸触頭梅之院のもと、四十一名の修験者が記名されている中で、当年二十三才の大泉院は触頭でも組頭でもなく、同行山伏として書き上げられている。それどころか、四年前には組頭として同行山伏を統率していた本明院の名前は、その人別帳のどこを探しても見出すことはできなかった。

天明六年九月の出入りの一応の落着のあと、寛政四年に至る四年の歳月にさらに本明院や大泉院と梅之院・本寺役人らの間にいかなる歴史の文が織りなされたものか、これを解きほどこ素材には恵まれていない。

註

(一) 柚田善雄「近世前期の寺院行政」『日本史研究』二三三号、

- 一九八一年)は、権力による地域的寺院掌握を例証し、寺院行政の中での位置づけを行っている。
- (2) 豊田武『日本宗教制度史の研究』(第一書房、一九七三年改訂版)二四頁。
- (3) 梶山林雄「吉田家関東役所の創立と初期の活動」(『国学院大 学日本文化研究所紀要』第四五輯、一九八〇年)。
- (4) 大岡家文書刊行会編纂『大岡越前守忠相日記 中巻』(三一書房、一九七二年)。
- (5) 高柳眞三・石井良助編『御触書天保集 成下』(岩波書店、一九三五年)四一九七。
- (6) 宇高良哲「浄土宗の触頭制度について」(『印度学仏教学研究』第二九巻一号「通巻第五七号」、一九八〇年)。
- (7) 広瀬良弘「近世曹洞宗僧録寺院の成立過程」(『圭室文雄等編『近世仏教の諸問題』雄山閣、一九七九年)。
- (8) 圭室諦成監修『日本仏教史Ⅲ 近世・近代篇』(法蔵館、一九六七年)近世篇第三章森岡清美執筆。
- (9) 宝永七(一七二〇)年四月に、勝仙院から住心院への名跡変更が幕府機関によって許可されたので、小稿でも同月以前は勝仙院、以降は住心院の名跡を用いるが、実態は同一である。この点に関して拙稿「修験本山派院家勝仙院について」(『東京大学史料編纂所報』第一四号、一九八〇年)を参看下されば幸いである。
- (10) 宮家準「山伏—その行動と組織—」(評論社、一九七三年)所収の近世における地方別本山派修験者数(天保二年「本山近代先達次第」より作製)によれば、単純に数だけ見れば、住心院の数は二十二ヶ国にわたり、若王子の数は十一ヶ国にわたっている。
- (11) 修験本山派の組織については、拙稿「近世Ⅱ宗教」(『大月市史通史篇』校倉書房、一九七八年)・「幕藩制国家と本末体制」(『歴史学研究』別冊特集、一九七九年)・「近世の僧位僧官」(『論集きんせい』四号、一九八〇年)で言説したことがある。
- (12) 甲州都留郡岩殿山七社権現別当常楽院史料(北條熱実氏所蔵)。
- (13) 『住心院文書』(東京大学史料編纂所蔵影写本)。
- (14) 同前。
- (15) 同(12)。
- (16) 京都大学文学部古文書室蔵。
- (17) 拙稿「近世Ⅱ宗教」(『大月市史通史篇』)。
- (18) 素材になった史料は、はじめに述べた「若王子江戸触頭明現院死後、梅之院と明現院二代大泉院并本院院と出入一件」(福島県東白河郡棚倉町八槻淳良氏所蔵)であるが、紙数の関係もあり、その殆どを意約して叙述し、大部分の史料そのものは掲げないことにした。
- (19) 新城美恵子「中世後期熊野先達の在所とその地域的特徴—陸奥・伊予国を例として—」(『法政史論』六号、一九七八年)・同「聖護院系教派修験道成立の過程」(『法政史学』三二号、一九八〇年)・奥野中彦「白河結城氏と修験組織」(『地方史研究』一六五号、一九八〇年)・拙稿「幕藩制国家と本末体制」。
- (20) 『若王子配下修験人別帳』(東北大学附属図書館所蔵狩野文庫)。